

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）
に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

Ⅲ - 1. 資源物のリサイクル推進について

8. 集団回収事業（古紙・布類の資源化の推進）について

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
② 資源回収事業育成補助金の交付について 【収集業務課】（報告書 P215） 千葉市再資源化事業協同組合（以下、「組合」という。）に加盟している資源回収業者（以下、「組合員」という。）が資源回収団体から回収していない資源物（具体的には①で記載の戸別に資源回収を行っている資源物）を対象とし、同組合に対し資源回収事業育成補助金を交付している。この点については、事業育成要綱に基づいた補助金の交付がなされているとは言えない。 資源回収団体から回収していない資源物（戸別に資源回収を行っている資源物）に対する補助金の交付を見直されたい。なお、次項（③）で指摘するとおり、戸別の資源回収に対しても合理性があるということであれば、補助金交付要綱の見直しを図られたい。	住民の高齢化等により拠点回収場所への運搬が困難であるなど、特別な取り扱いが必要な資源回収団体については戸別回収による事業の実施を認めていることから、平成 28 年 4 月 1 日付で千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱の一部改正を行い、「加盟業者（千葉市再資源化事業協同組合に加盟している資源回収業者）が資源回収登録団体（資源物の引き渡しを継続的に実施する町内自治会等で市に登録した団体）から資源物の引き渡しを受け、回収する事業」を補助金の交付対象とした。 これにより、資源回収登録団体の各構成員が戸別に排出した資源物について、直接加盟業者が引き渡しを受け、回収する事業も補助対象となることを明確にした。